

# 浙江省の海洋経済発展戦略

岡山県上海事務所 池田 稔

(日中経済貿易センター上海事務所 所長)

9月23日、浙江省の杭州市で開催された2011中国浙江ビジネスウィークの「浙江海洋経済モデル区と日本の企業とのマッチング会」に参加しました。日本側の関係者約130人が参加する大きなイベントでした。

浙江省は長い海岸線を持ち、中国で唯一、群島からなる舟山市もあります。今年2月、これらを生かした経済戦略「浙江海洋経済発展モデル区計画」が策定され、7月には舟山市が上海市の浦東新区、天津市の滨海新区（濱海新区）、重慶市の両江新区に続く4番目の国家級新区となりました。これは、海洋経済をテーマにした初めての国家戦略レベルの新区です。

今回のイベントはこの経済戦略を海と関わりの深い日本に広く紹介し、各分野への投資、合作を求めるものでした。

以下に浙江省から発表された海洋経済発展戦略について紹介いたします。

## 発展モデル地区の概要

浙江省は中国の海洋大省であり、海域面積は26万平方キロメートル、全国沿海各省市の中でもとりわけ曲りくねった海岸線が多く、数多くの島嶼を有している。海岸線の長さは6,500キロメートル、島嶼部の面積は1,670km<sup>2</sup>に及び、面積500m<sup>2</sup>を超える島が3,061ヶ所ある。中でも舟山諸島は中国最大の諸島であり漁場でもある。本年2月25日、国務院は[2011]19号文書により正式に「浙江海洋経済発展モデル区計画」を承認し、浙江舟山群島新区を設立した。

## 重点発展産業

### 1 海洋新興産業

#### (1) 海洋設備製造業

寧波と舟山における石化プラント設備、港湾機械設備、自動昇降式掘削プラットフォーム等。

杭州と舟山における潮汐エネルギー設備、海水淡水化プラント設備。

台州における海洋環境保護設備。

海塩における原子力発電設備。

紹興の風力発電設備等。

#### (2) クリーンエネルギー産業

沿海原子力発電プロジェクト、近海風力エネルギー、潮汐エネルギー等の新エネルギー。

#### (3) 海洋バイオ医薬産業

杭州と舟山の生物性原料と誘導体、機能性製品及び薬物の研究・開発・生産等。

#### (4) 海水利用と海洋探査開発

海水淡水化技術設備、深海探査設備等の研究開発製造。

### 2 海洋サービス業

#### (1) 金融サービス業

#### (2) 沿海観光業

「寧波—舟山」、「温州—台州」、「杭州湾」の3大観光エリアにおいて、陸地・海洋・島嶼観光交通ネットワークの建設。国際的なホテルグループ・旅行代理店等の誘致。海洋レジャー観光地の開発等。

#### (3) 船舶業

船舶取引、船舶管理、水運コンサルティング、海事仲裁等。

また、寧波・舟山・温州における水運サービス集積地と遠洋船員サービス基地を発展させ、水運融資、保険、金融リース、港湾貿易等のサービスを一体化。

#### (4) 海洋関連商業貿易サービス業

舟山における船舶用商品取引市場、寧波鎮海における液体化学品取引市場の設立等。

#### (5) 海洋情報と科学技術サービス業

海洋関連のコンサルティングや知的所有権、展示展覧会広告、海洋気象、海事サービス等。

### 3 沿海先進製造業

#### (1) 船舶工業

船舶及び同設備の設計、研究開発、製造。レジャー用モーターボート及び大型設備の製造等。

#### (2) その他関連製造業

鉄鋼産業、新エネルギー自動車の研究開発製造、ハイエンド製紙業等。

### 4 現代海洋漁業

#### (1) 天然漁業と養殖業

#### (2) 水産物の高付加価値加工と貿易

## 関連サービスの体系化

- 1 「三位一体」港湾水運物流サービス体系  
大口商品取引プラットフォーム、陸海連動インターロック輸送ネットワーク、金融情報支援システムの「三位一体」の港湾水運物流サービス体系を構築し、原油、鉱石、食糧などの重要物資の貯蔵運輸を保障。
- 2 沿海基礎施設ネットワーク  
交通、エネルギー、水利等のネットワークの構築。
- 3 海洋科学技術教育文化イノベーション体系  
大学、人材、科学技術イノベーションプラットフォームの構築。

## 支援策

政府は今後、プロジェクトの実施に当たり、資金調達、インフラ整備、人材養成等の多方面において強かに支援する予定である。

### 1 プロジェクトと資金支援

浙江海洋経済プロジェクトは合計約 400 件、総投資額は 1 兆円で、「第 12 次 5 カ年計画」期間中に、6,600 億元を投入する予定。更に、浙江省は今後 2 年間、年 10 億元の海洋経済発展特別資金を手当てして関連産業の発展を支援するとともに、10 億元の海洋産業基金を設立して企業立地を促進することとしている。

### 2 税の減免措置

海洋経済発展モデル区に進出するハイテク、海洋風力発電、ソフトウェア、新エネルギー、省エネ節水プロジェクト等の関連企業は個別の具体的な実態に基づき、所得税と増値税の減免措置を受けることができる。

更に中小企業にあっては関連税率上の優遇措置の適用を申請することも出来る。例えば中小ハイテク企業の場合、15%の税率で企業所得税を徴収されるが、海洋風力を利用し発電した電力を販売する際には増値税の 50% の還付を受けることができる。また新規に設立するソフトウェア開発企業の場合には 1, 2 年目においては企業所得税の全額、3~5 年目までは半額の減免を受けることができる。

(2011 年 10 月)